

# 一般社団法人バリュー・リノベーションズ・さの定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人バリュー・リノベーションズ・さの」と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府泉佐野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、泉佐野市及び周辺エリアのまち（以下「まち」という。）の活力に資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等、地域特性を活用した人がまちづくり活動を行うことにより、地域の価値を高め、多様な人々が集う場を目指し、関西国際空港の玄関口としてふさわしいまちの活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条目的を達成するため、次の事業を行う。

1. エリアリノベーション活動を通じた持続可能なまちづくり事業
2. 女性をはじめとする人のそれぞれが持つ可能性を最大化させる人材育成事業
3. まちにある遊休不動産を活用したビジネスサポート事業
4. 人や情報をつなぐまちのプラットフォームの構築事業
5. その他、目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第4章 役員等

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

理事3名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第27条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第28条 当法人は基金を引き受けるものを募集することができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、変換する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を社員総会の決議において別に定めるものとする。

4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては社員総会の決議にて別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 29 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 30 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 31 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。